

令和8年度

「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（流通環境整備）補助金」

流通改善事業

公募要領

沖縄県

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

目 次

1	補助金交付の目的	1
2	申請の要件	1
3	事業内容	2
4	補助対象期間	2
5	補助対象経費	2
6	補助率・補助金額	2
7	提出方法・提出書類	3
8	申請期限	3
9	提出先・問合せ先	3
10	その他	3

1 補助金交付の目的

沖縄県から県外へ出荷される県産農林水産物に係る輸送コストの低減及び総合的な流通の合理化を図ることができるよう、県産農林水産物の出荷団体（県内に出荷等の拠点を有する団体をいう。以下同じ。）の流通過程における品質向上につながる取り組みを支援することを目的に、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（流通環境整備）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、令和8年度の補助金交付申請を募集する。

2 申請の要件

流通改善事業に係る申請要件

- ・ 1 事業者の出荷に係る取り組みにとどまらず、県産農林水産物の流通環境の改善に大きく貢献すると考えられる取り組み（波及効果の大きいもの）につながるが見込まれること。
 - ・ 既存の資材や設備のアップグレード、改善を図るもの。
※改善には鮮度保持の効果だけでなく、経営の効率化、環境への配慮等も含む。
 - ・ 新たに導入しようとする資材や設備等が鮮度保持効果や経営の効率化、環境負荷の軽減が既に認められているものであり、そのことを証する必要がある。（効果の有無が明らかでない場合は補助事業として認められない。）
 - ・ 改善事業に係る事務や経理が行える十分な管理体制及び処理能力を有すること。
 - ・ 公社の専門コーディネーターのハンズオン支援（補助金申請、補助金事務処理に関する助言等）に対し、連携、協力ができること。
 - ・ 採択企業が主体的に、かつ誠実に申請内容に則って改善事業を推進すること。
 - ・ 改善事業の内容や成果について公表することに了承すること。
 - ・ 改善事業の実施期間及び改善事業終了年度の翌年度から5年間は、県や公社の実施する調査、取材等に応じること。
- ※当該年度に、当該事業以外の国・県等が支援する補助事業に採択された事業やプロジェクト(事業内容や経費が重複しているもの)は、補助対象になりません。

流通改善事業の対象者

次に掲げる団体のいずれかに該当する者であること。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農事組合法人
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合
- (3) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は森林組合連合会

- (4) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に規定する組合等
- (5) その他知事が適当と認める者

3 事業内容

鮮度保持技術を活用した包装資材及び設備等の導入又は更新により、県産農林水産物の流通過程における品質を向上させる取り組みに対し、その取り組みに要する経費の全部又は一部を補助する。

4 補助対象期間

今年度の補助対象期間は、補助金交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、**年度ごとの審査を経て最長 3 年間の補助を受けることができる。**

【最長 3 年間の継続に関する留意事項】

本事業は最長 3 年間の実施が可能ですが、年度ごとの自動継続ではありません。毎年度末に提出される実績報告書等に基づき、導入した資材・設備による流通改善の効果（品質向上、経営の効率化、環境への配慮等）が確認できない場合、または改善の見込みがないと判断される場合は、翌年度の事業継続（補助金交付）は認められませんので、あらかじめご留意ください。

5 補助対象経費

鮮度保持効果の高い新資材・設備への変更に伴う費用（経営の効率化及び環境に配慮した改良も含むものとする。）を対象とする。

※ただし、毎年異なる設備を単発で買い換えるような計画は対象外とする。本事業は最長 3 年間の支援であり、導入当初（1 年目）から流通改善の効果が検証・確認できる取り組みであること、かつ、その効果を期間内に定着させ、補助終了後には自走化できる「一貫したプロジェクト」であることを前提とします。

- ・需用費（消耗品費等）
- ・使用料及び賃借料（機械設備等の使用料等）
- ・備品購入費
- ・その他事業に必要な経費等（事前に要調整）

6 補助率・補助金額

補助率は 1 年目 10 分の 10 以内、2 年目 10 分の 9 以内、3 年目 10 分の 8 以内とし、補助上限額は 2 千万円とする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行う。

7 提出方法・提出書類

下記の書類を郵送、持参又はメールにより提出すること。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
※導入等しようとする資材等の機能（効果）が分かる資料等は、必ず添付すること。
- (3) 収支予算書
※経費内訳書を必ず添付すること。
- (4) 直近2年間の事業報告書及び決算報告（損益計算書、貸借対照表）
- (5) その他知事が必要と認める書類
 - ①定款（写し）
 - ②登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）※発行後3か月以内のもの
 - ③納税証明書（原本）
※納税証明書は、提出日から起算し、発行後3か月以内のものに限る。
※直近の年度に未納がないことを確認するため以下の書類を提出すること。
ア 国税 直近の「法人税及び消費税及地方消費税」
（証明書の種類：「その3の3」）
イ 県税 全税目（滞納がないことの証明）
- ④ 誓約書

8 申請期限

予算額に達し次第終了

9 提出先・問合せ先

公益財団法人沖縄県産業振興公社

産業振興部 産業振興課 流通環境整備支援事業

担当：城間、添石、座波、金城、外間

E-mail：logigourika【at】okinawa-ric.or.jp

※【at】を@に置き換えて送信してください

TEL：098-859-6239

10 その他

- (1) 1団体当たりの申請は、1件とする。
- (2) おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（流通環境整備）補助金交付要綱並びに本公募要領に適合しない申請は、無効とする。
- (3) 下記の経費は、補助対象経費としない。
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・個人の負担を直接的に軽減するもの

- ・ 社会通念に照らして適当ではないもの
 - ・ 宗教活動や政治活動を目的とするもの
 - ・ 補助事業に直接関与しないもの（例：銀行手数料等）
 - ・ 補助事業に必要であるが証憑書類を提出できないもの
- (4) 流通環境改善を目的とした取り組みであっても、事業計画書に記載のないものは、計画変更の承認等がなければ、当該内容を補助対象経費として認めない。
- (5) 提出書類の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。